平成２７年（フ）第２３０号
福井県大野市篠座17号23番地　大野荘、開始決定時の住所福井県坂井市三国町新宿１丁目10番６号
破産者　三国電工こと　田中　　満
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２８７号
福井市下荒井町第13号101番地　プレジデント福井　１－403、開始決定時の住所福井市中野３丁目1107番地
破産者　土藏　慶衞
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７６号
福井県勝山市遅羽町大袋第57号74番地１　市営南大橋住宅２階１号室
破産者　平島住建こと　平島　秀敏
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５５号
岐阜県羽島郡笠松町米野300番地　（ホワイトストークＶ101)、開始決定時の住所愛知県一宮市今伊勢町馬寄八丁堀23－１　エスパアペゼC
破産者　山田　英彦
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第６８号
岐阜県各務原市尾崎西町１丁目３番地（尾崎団地Ｂ10棟　1021)、前住所岐阜県各務原市尾崎北町３丁目28番地６
破産者　田島　**茂**利
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第９４号
岐阜市茜部野瀬１丁目21番地１　（ＬＩＦＥＳＴＡＧＥ　210号室)、前住所岐阜市柳津町東塚１丁目66番地２
破産者　藤本　直拓
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１０３号
岐阜市長森本町２丁目13番15号
破産者　**廣**瀬　祐子
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２０１号
静岡県榛原郡吉田町神戸159番地の11
破産者　増田　秀幸
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３７０号
名古屋市北区如意４丁目100番地　マンションデュモンターニュ１Ｂ号、従前の住所名古屋市北区憧旛町１－27　コーポ多喜110
破産者　清野　忠弘
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２９５号
名古屋市守山区森孝４丁目619番地　三軒家第二住宅604号
破産者　山本　**隆**夫
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７１号
兵庫県姫路市北今宿２丁目４番36号　レオパレス108号
破産者　梅本　綾子
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４６４号
兵庫県高砂市米田町米田925番地の２　高砂アーバンコンフォート312号
破産者　橋本　和久
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１１３号
兵庫県姫路市白浜町甲293番地５　メゾンルーラル101
破産者　古武　勝博
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第９５号
島根県出雲市島村町402番地
破産者　吉田　　正
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第１１５号
島根県出雲市知井宮町413番地６　コーポラス神戸102
破産者　木佐　顕久
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第６９号
福岡県久留米市通町107番地２　クリオハイム303号、前住所福岡県久留米市諏訪野町1830番地133
破産者　鐘江　剛史
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第６７０号
熊本市北区植木町正清1078番地２、開始決定時住所熊本市北区植木町正清40番地１
破産者　桑原　正彦
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第８２号
大分県別府市大字南立石2139番地の３　ロフティ別府南立石壱番館1303号
破産者　井上　翔太
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係